

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第 17号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号ア中「扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

様式第16号注以外の部分中

「

理	由	
上記の納税義務者の納税管理人となることを承諾しました。		
年 月 日		
納税管理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)		

を

「

理	由	
---	---	--

に

」

改める。

様式第31号の8注以外の部分中「・印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、様式第16号及び様式第31号の8の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則第4条の4の規定は、令和6年度分の個人の市民税から適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)